

令和 8 年度 町・県民税  
特別徴収のしおり

新 地 町

〒979-2792

福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地

新地町役場税務課

電 話 0244-62-2119 (直通)

F A X 0244-62-3194

## 目 次

1. 町・県民税の特別徴収について・・・ 1
2. 事務取扱いについてのお願い・・・ 2
3. 郵便局の指定について（1枚）・・・ 綴じ込み
4. 納入書の記載例・・・ 3～4
5. 給与所得者異動届出書の記載例・・・ 5～9
6. 給与所得者異動届出書（1枚）・・・ 綴じ込み
7. 特別徴収切替依頼書・・・ 綴じ込み
8. 特別徴収義務者の変更届出書・・・ 綴じ込み
9. 町民税・県民税特別徴収税額の納期の  
    特例に関する承認申請書・・・ 綴じ込み
10. 納期の特例申請についての注意事項・・・ 10
11. 退職所得に対する町・県民税の特別徴収について・・・ 11～13

## 公金収納金融機関

（指定金融機関）

ふくしま未来農業協同組合 新地支店

（指定収納代理金融機関等）

株式会社七十七銀行 相馬支店

株式会社福島銀行 相馬支店

株式会社大東銀行 相馬支店

株式会社東邦銀行 相馬支店

相双五城信用組合 新地支店

あぶくま信用金庫 新地支店

東北労働金庫 相馬支店

## ◎町外の事業所の場合

最 寄 の 郵 便 局

## ◎銀行振込みの場合

ふくしま未来農業協同組合 新地支店

普通口座 1511382

新地町会計管理者  
シンチマチカイケイカンリシヤ

# 町・県民税の特別徴収について

## 1 特別徴収義務者の指定

さきに給与支払報告書の提出をいただきましたが、その報告にもとづき町・県民税額を計算し、別紙指定通知書のとおり貴事業所（給与支払者）を特別徴収義務者に指定いたしました。

## 2 納税者への通知書の交付

納税者への通知書は特別徴収義務者を經由して交付することになっておりますので、次の給与日まで必ず交付してください。なお退職等により交付できない方については、異動届出書と一緒に納税者用の税額通知書を新地町税務課に返送してください。

## 3 特別徴収税額の納入

特別徴収義務者は、各納税者の月割税額を6月から翌年5月までの12回にわたり、毎月給与の支払いの際徴収し、翌月10日までに納入してください。

## 4 納入場所〔表紙の裏に印刷してあります。〕

- (1) 町内の事業所の場合は、新地町公金収納金融機関へ納入してください。
- (2) 町外の事業所の場合も、指定金融機関へ納入してください。ただし、新たに特別徴収義務者となった事業所で、郵便局を希望されるときは、綴り込みの指定通知書を提出してください。なお、指定金融機関以外の金融機関によっては、取扱手数料の必要などがありますので、そのようなときは郵便局をご利用ください。

## 5 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後に税額の変更等（すべての変更又は異動を含む）があった場合、新地町から「特別徴収税額変更通知書」を2通送付しますので、「納税者あて変更通知書」は本人へ交付してください。

## 6 退職所得に対する町・県民税の納入について

退職所得に対する町・県民税は納入書の納入金額の退職欄に税額を記入し、裏面の納入申告書にも必ず記入してください。（詳細については13ページ以降を参照して下さい。）

## 7 貴事業所の特別徴収義務者番号

納入書、その他特別徴収関係書類には、すべて指定番号を印字してあります。なお、前年と番号を変更した事業所がありますので、ご注意ください。

## 8 一括徴収について（特にご留意くださるようお願いいたします。）

退職等の事由により給与の支払を受けなくなるときで、その事由の発生が翌年1月1日以後の場合、最後の給与等の支払の際に残りの税額を徴収（一括徴収）し、一括納入してください。

※事由発生の時期が上記以外の場合であっても、当該納税義務者の申出により一括徴収が出来ますので、ご協力をお願いします。

# 事務取扱いについてのお願い

町・県民税特別徴収に係る異動の事務を円滑にするため、次の諸点について特段のご協力をお願いいたします。

## 1 異動届出書の記載内容は正確に、提出は期限内をお願いします。

この届出書の内容に誤りや記入漏れがあったり、提出の遅れ、又は提出の漏れがあると、徴収簿のうえで貴事業所の当該月の月割額に差異が生じ、過・不足額の照会や、督促状の発付など、ご迷惑をおかけすることになります。

## 2 退職等の場合、未徴収税額について一括徴収くださるようお願いいたします。

一括徴収とは、納税義務者の申出により（翌年1月以降については納税義務者の申出に関係なく特別徴収義務者の義務として）最後の給与等の支払の際、残りの税額を徴収し、一般の人の税金といっしょに納入していただくことです。なお、死亡の場合は相続人の承諾を得てください。この場合は届出書の下欄、一括徴収の申出欄に記入していただくことになります。退職金に係る町・県民税額はこれとは全く別であり、又退職者が本人で納付する場合は一括徴収にはなりませんので、この欄は記入しないでください。

## 3 転勤の場合の月割額について

納税義務者が転勤により新しい勤務先で特別徴収を希望したときは、届出書に記入のあった場合を除き、転勤の日の翌月10日までに新しい勤務先を経由して申出てもらうことになっています。なお、新しい勤務先での月割額は当町からの通知による額を徴収してください。（旧勤務先は、給与所得者異動届出書の特別徴収の欄①に表示された場合は、その人の転勤先での月割額、徴収開始月等を転勤先事業所へ「申し送り」されるよう、ご協力ください。なお、その際異動届出書の「新しい勤務先の名称及び所在地」欄に「〇月〇円徴収」の旨、付記してください。）

## 4 異動の日の属する月までは必ず徴収してください。

# 郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、次の「指定通知書」を利用される郵便局名を記入のうえ、当初納入される際の郵便局に提出してください。

(前年度利用の指定郵便局は本年度も引き続き利用できますから提出の必要はありません)  
なお指定通知書を提出した場合は「郵便局指定通知書の提出について」を当町あてお送りください。

令和 年 月 日

郵便局長様

福島県相馬郡新地町長 大堀 武

## 指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当町の町県民税  
(特別徴収税額)取扱局に指定しましたから通知します。

許可又は承認番号

02150-6-960064

口座番号

加入者名 新地町役場

取りまとめ局 仙台貯金事務センター

郵便局提出用

令和 年 月 日

新地町長様

特別徴収義務者

所在地

名称印

指定番号

### 郵便局指定通知書の提出について

次の郵便局を町県民税特別徴収税額の納入取扱局として指定通知書を提出しましたので  
通知します。

所在地	
名称	郵便局

新地町提出用



# 納入書の記載例 (その1)

## 納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と同じときの使用例 (通常の場合)

※ 納入金額(1)の欄は当初電算にて金額を印字していますので、納入金額に変更がないかぎり、そのまま金融機関等に提出してください。  
(納入金額(2)の欄には記入しないでください)

納入金額(1)  
42,300 円

福島県相馬郡新地町個人町・県民税領収書

市区町村コード	口座番号	加入者名
075612	02150-6-960064	新地町会計管理者
令和8年7月分	指定番号	納入金額(1)
	10000	42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納期限	令和8年8月10日	合計額
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 979-2702		新地町谷地小屋字萩崎○番地
氏名 新地不動産 様		
住所 979-2702		
氏名 新地不動産 様		

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

福島県相馬郡新地町個人町・県民税納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
075612	02150-6-960064	新地町会計管理者
令和8年7月分	指定番号	納入金額(1)
	10000	42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納期限	令和8年8月10日	合計額
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 979-2702		新地町谷地小屋字萩崎○番地
氏名 新地不動産 様		
住所 979-2702		
氏名 新地不動産 様		

上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)

福島県相馬郡新地町個人町・県民税納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
075612	02150-6-960064	新地町会計管理者
令和0807	指定番号	納入金額(1)
	10000	42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納期限	令和8年8月10日	合計額
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 979-2702		新地町谷地小屋字萩崎○番地
氏名 新地不動産 様		
住所 979-2702		
氏名 新地不動産 様		

上記のとおり通知します。

納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。

金融機関等が記入



# 給与所得者異動届出書の記載例

令和8年度 給与所得等に係る 町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

〒979-2702  
**新地町谷地小屋字樋掛田 30**  
**新地工業株式会社** 様

特別徴収税額		60,000		課税人員		非課税人員	
				1			
月割額	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額	納付額
	6月分	1	5,000	12月分	1	5,000	5,000
	7月分	1	5,000	1月分	1	5,000	5,000
	8月分	1	5,000	2月分	1	5,000	5,000
	9月分	1	5,000	3月分	1	5,000	5,000
	10月分	1	5,000	4月分	1	5,000	5,000
11月分	1	5,000	5月分	1	5,000	5,000	
(備考)							

地方税第41条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに新地町税条例第46条の規定によって、令和8年度給与所得等に係る町民税及び県民税の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

令和8年5月13日

福島県相馬郡新地町長 大堀 武

指定番号	112003	個人番号	001	市町村コード	075612	受給者番号	0001	特別徴収税額	60,000	納付額	6月分 5,000	10月分 5,000	2月分 5,000	(摘要)	
										付	7月分 5,000	11月分 5,000	3月分 5,000		
										額	8月分 5,000	12月分 5,000	4月分 5,000		
										変更月	9月分 5,000	1月分 5,000	5月分 5,000		
										月					
住所						氏名									
新地町小川字榎下63						新地太郎									

特別徴収義務者名	112003 新地工業株式会社
----------	-----------------

## ○審査請求

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この通知書の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）起訴することができます。

上記の人が次の条件を満すときの各々の記載例

- 例 1) 退職後も特別徴収になるとき（6ページ）  
8月22日に退職（又は転勤）8月支払の給与より徴収し、かつ9月支払の給与より徴収しても良い旨が新会社より承諾があったとき
- 例 2) 退職後一括徴収になるとき（7ページ）  
10月22日に退職 10月支払の給与より徴収し、かつ残額についても10月支払の給与より徴収したとき
- 例 3) 休職又は退職後普通徴収になるとき（8ページ）  
11月22日に休職 11月支払の給与まで徴収し、12月の給与より徴収できなくなったとき
- 例 4) 特別徴収されていない方が、給与支払報告書を提出したのち退職したとき（9ページ）



(例) 2.

退職後一括徴収になる時

提出用

令和8年度

給与支払報告書  
特別徴収

にかかると所得者異動届出書

新地町長様		名称(氏名) シンチコウギョウカアアシキガイシャ <b>新地工業株式会社</b> 印		整理番号	※				
令和8年10月25日 提出		所在地(住所) 〒979-2702 <b>新地町谷地小屋字樋掛田30</b>		法人番号 <b>112003</b>					
個人番号 0000-0000-1234		(ア) 特別徴収税額 (年収額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	特別徴収指定番号 <b>150</b>				
フリガナ シンチ タロウ	氏名 <b>新地 太郎</b>	6 月分から 9 月分まで	10 月分から 5 月分まで	8 年 10月22日	異動の事由 <input type="checkbox"/> 1 転勤・転職 <input checked="" type="checkbox"/> 2 退職 <input type="checkbox"/> 3 死亡 <input type="checkbox"/> 4 休職・育休 <input type="checkbox"/> 5 長欠 <input type="checkbox"/> 6 その他 <input type="checkbox"/> A 乙欄該当 <input type="checkbox"/> B 不定期給 <input type="checkbox"/> C 小額給与 <input type="checkbox"/> D 専従者 <input type="checkbox"/> E 就職				
1月1日現在住所 <b>新地町小川榎下63</b>	新姓					60,000 円	20,000 円	40,000 円	異動後の未徴収税額の徴収方法 <input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) <input checked="" type="checkbox"/> 2 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人が納付する)
異動後住所 <b>同上</b>	電話番号 ( <b>0244-62-2119</b> )								
1月1日以降退職時までの控除社会保険料額 <b>302,600 円</b>									

◎納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	新勤務先指定番号	左記勤務先へは月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するよう連絡済みです。
	名称	受給者番号	
			電話番号

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 1 異動が令和8年12月31日までで、申出があったため。	納入予定月日	一括徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は <b>10</b> 月分 ( <b>11</b> 月 <b>10</b> 日納期限) で納入します。
	<input type="checkbox"/> 2 異動が令和 _____ 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため。	<b>11</b> 月 <b>10</b> 日	<b>40,000</b> 円	

《注意事項》

摘要(連絡欄)	
---------	--

1. 黒のボールペンまたはペンで記載してください。
2. 「指定番号」の欄には特別徴収税額の通知書に記載された番号を記入してください。
3. 退職者が退職後、町外に転出する場合には必ず一括徴収してください。また、1月1日から4月30日までに退職した者については一括徴収が義務づけられています。
4. 異動後7日以内にこの届けを提出してください。

(例) 3.

休職又は退職後普通徴収になる時

提出用

令和8年度

給与支払報告書  
特別徴収

にかかると所得者異動届出書

※1月1日～は普通徴収にすることはできません。

新地町長様		名称(氏名) シンチコウギョウカアアシキガイシャ <b>新地工業株式会社</b> 印		担当者(連絡先)	整理番号		※			
令和8年11月25日 提出		所在地(住所) 〒979-2702 <b>新地町谷地小屋字樋掛田30</b>		氏名 <b>新地 花子</b>	法人番号 <b>112003</b>		特別徴収指定番号 <b>150</b>			
個人番号 0000-0000-1234		(ア) 特別徴収税額 (年収額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与(賞与を含む)支払額		
フリガナ シンチ タロウ	氏名 <b>新地 太郎</b>	60,000 円	6 月分から 11 月分まで	12 月分から 5 月分まで	8 年 11月22日	<input type="checkbox"/> 1 転勤・転職 <input type="checkbox"/> 2 退職 <input checked="" type="checkbox"/> 3 死亡 <input checked="" type="checkbox"/> 4 休職・育休 <input type="checkbox"/> 5 長 欠 <input type="checkbox"/> 6 その他 <input type="checkbox"/> A 乙欄該当 <input type="checkbox"/> B 不定期給 <input type="checkbox"/> C 小額給与 <input type="checkbox"/> D 専従者 <input type="checkbox"/> E 就職	<input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 <input checked="" type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人が納付する)	3,940,600 円		
1月1日現在住所 <b>新地町小川榎下63</b>	新姓									1月1日以降退職時までの控除社会保険料額
異動後住所 <b>同上</b>	電話番号 ( <b>0244-62-2119</b> )		30,000 円	30,000 円						284,600 円

◎納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	新勤務先指定番号	左記勤務先へは月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するよう連絡済みです。
	名称	受給者番号	
			電話番号

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収の理由	<input type="checkbox"/> 1 異動が令和 年 12 月 31 日までで、申出があったため。	納入予定月日	一括徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は _____ 月分 ( _____ 月 _____ 日納期限) で納入します。
	<input type="checkbox"/> 2 異動が令和 年 1 月 1 日以降で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	円	

《注意事項》

摘要(連絡欄)	1. 黒のボールペンまたはペンで記載してください。 2. 「指定番号」の欄には特別徴収税額の通知書に記載された番号を記入してください。 3. 退職者が退職後、町外に転出する場合には必ず一括徴収してください。また、1月1日から4月30日までに退職した者については一括徴収が義務づけられています。 4. 異動後7日以内にこの届けを提出してください。
---------	---





提出用

年度 給与支払報告書 にかかると支給特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

<p>新地町長様</p> <p>年 月 日 提出</p>		<p>(特別徴収義務者) 給与支払者</p>	<p>名称(氏名) ⑩</p>			<p>担当者(連絡先)</p>	<p>整理番号</p>	<p>※</p>	
			<p>所在地(住所) 〒</p>				<p>係</p>	<p>法人番号</p>	
<p>個人番号</p>		<p>フリガナ</p>	<p>(ア) 特別徴収税額 (年収額)</p>	<p>(イ) 徴収済税額</p>	<p>(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)</p>	<p>異動年月日</p>	<p>異動の事由</p>	<p>異動後の未徴収 税額の徴収方法</p>	<p>1月1日以降退職時までの 給与(賞与を含む)支払額</p>
<p>氏名</p>									
<p>1月1日現在住所</p>		<p>異動後住所</p>		<p>円</p>	<p>円</p>	<p>円</p>	<p>円</p>	<p>円</p>	<p>円</p>
<p>電話番号( )</p>		<p>円</p>		<p>円</p>	<p>円</p>	<p>円</p>	<p>円</p>	<p>円</p>	<p>円</p>

◎納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

<p>新しい給与支払者 (特別徴収義務者)</p>	<p>所在地 〒</p>	<p>新勤務先指定番号</p>	<p>左記勤務先へは月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するよう連絡済みです。</p>
	<p>名称</p>	<p>受給者番号</p>	
			<p>電話番号</p>

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

<p>一括徴収の理由</p>	<p>□1 異動が令和 _____ 年 12月31日までで、申出があったため。</p>	<p>納入予定月日</p>	<p>一括徴収予定額 (上記(ウ)と同額)</p>	<p>左記の一括徴収した税額は _____ 月分 ( _____ 月 _____ 日納期限)で納入します。</p>
	<p>□2 異動が令和 _____ 年 1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため。</p>	<p>月 日</p>	<p>円</p>	

《注意事項》

- |                |   |
|----------------|---|
| <p>摘要(連絡欄)</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 黒のボールペンまたはペンで記載してください。</li> <li>2. 「指定番号」の欄には特別徴収税額の通知書に記載された番号を記入してください。</li> <li>3. 退職者が退職後、町外に転出する場合には必ず一括徴収してください。また、1月1日から4月30日までに退職した者については一括徴収が義務づけられています。</li> <li>4. 異動後7日以内にこの届けを提出してください。</li> </ol> |
|----------------|---|



# 特別徴収切替依頼書

受付印

令和 年 月 日 新地町長 様	特別徴収義務者	所在地	〒	—	指定番号 (新規の際は記載不要)						
		フリガナ			法人番号又は個人番号						
		名称			この依頼書に依る(担当者)	所 属					
				⑩	担当						
					電話	— —					

◎次の納税者について            月分より特別徴収を希望します。

住 所					普 通 徴 収 の 額	円
フリガナ			生年月日	明・大	納 付 済 税 額 (第 期 分 まで)	円
氏 名				年 月 日		
個人番号						

(注)

- 既に納税通知書の納期限が過ぎている納期分については、特別徴収することはできません。
- 徴収開始月については、原則としてこの依頼書の提出日の翌々月になります。
- 「普通徴収の年税額」「納付済額」「通知書番号」については、納税通知書で確認のうえ記載してください。

新地町への連絡事項



# 特別徴収義務者の変更届出書

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。

※指定番号は必ず記入してください

令和 年 月 日  新地町長 宛	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒   印	法人番号		
		名称		※指定番号		
		代表者の 職氏名印		担当者	係名	内線 ( )
				連絡先	氏名	
			電話	- -		

異 動 内 容	1. 所在地変更 2. 名称変更 3. 合併 4. 解散 5. その他 ( ) (変更年月日 令和 年 月 日)	
	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地 (ビル・マンション名等)	〒	〒
フリガナ		
名 称		
電 話	- -	- -

●お願い 所在地・方書・名称には誤読をさけるため必ずフリガナをふってください。





# 町民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

新地町長様 令和 年 月 日提出	① 申請者	住所又は所在地	〒	個人番号又は法人番号	!個人番号の記載に当たっては、左端を空欄にし、ここから記載してください。									
		氏名又は名称		特別徴収義務者指定番号										
				電話番号										

地方税法第321条の5の2の規定により町民税・県民税特別徴収の納期の特例についての承認を申請します。

②特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月以後の特別徴収税額			
③申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 (臨時勤務者に係る分はうち書きのとおり)	令和 年 月	人(うち 人)	令和 年 月	人(うち 人)
		円(うち 円)		円(うち 円)
	令和 年 月	人(うち 人)	令和 年 月	人(うち 人)
		円(うち 円)		円(うち 円)
	令和 年 月	人(うち 人)	令和 年 月	人(うち 人)
		円(うち 円)		円(うち 円)
④現に町民税の滞納があり、又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由を記入				
⑤申請の日前1ヶ年以内に納期の特例について、承認の取消を受けたことの有無	有 ・ 無		※有の場合、その年月日を記入 令和 年 月 日付けで承認取消	

町 処 理 欄	処理区分	却下の理由	起案	令和 年 月 日	課長	課長補佐	係長	係員
	承認		決裁	令和 年 月 日				
	却下		施行	令和 年 月 日				
			備考					



## 納期の特例申請についての注意事項

### 1 納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができるのは、給与の支払を受ける者が常時10人未満(新地町在住問わず)の特別徴収義務者です。

※「常時10人未満」とは、平常時に給与の支払を受ける者が10人に満たないということです。繁忙期に臨時に雇い入れた人数は含めません。

(2) この特例の適用を受けるためには、町長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けると、支払給与、退職所得等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6月～11月までに徴収した税額 : 12月10日

※10日が土曜、日曜、祝日の場合は、これらの日の翌日

12月～5月までに徴収した税額 : 6月10日

(4) 申請のあった月から納期の特例が適用されます。(3)の各期間の中途において適用を受けた場合には、その月分から期間の最終月分までに徴収した税額を、その期間の納入期限までに納入することになります。

※例 8月3日に納期の特例を申請した場合 → 8月分から特例適用

7月分 : 納入期限 8月10日

8月分～11月分 : 納入期限 12月10日

12月分～5月分 : 納入期限 6月10日

(5) 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく町長に届出なければなりません。

(6) 滞納や納付遅延がある場合は、この特例の承認を受けられません。また、この承認を受けている場合でも、滞納や納付遅延があると、承認を取消されますのでご注意ください。

### 2 申請書の書き方

(1) ①欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には事務所等の所在地及び法人名並びに代表者氏名を記入してください。

(2) ②欄には、申請月以降で特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

(3) ③欄には、申請の日前6ヶ月間の各月末の人員と、各月の給与の支払金額(賞与等の臨時給与の金額を含みます。)を記入してください。臨時勤務者がいる場合は、その人数と支払金額をそれぞれ( )に記入してください。

※給与の支払を受けている者全員について記入してください。新地町の納税者のみではありません。

(4) ④欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。

(5) ⑤欄には、1年以内における納期の特例取消の有無、取消があった場合は、その年月日を記入してください。

# 退職所得に対する町・県民税の特別徴収について

退職所得に対する町・県民税については、所得税と同様に他の所得と区分して退職手当等の支払の際に支払者が税額を計算し、支払金額からその税額を差し引いて差し引いた月の翌月 10 日までに、納税義務者（退職手当等の支払いを受ける者）のその年の 1 月 1 日現在の住所地の市町村に納入することになります。毎月の町県民税を特別徴収していない事務所もこの退職所得については全て特別徴収義務者となります。

## 1 退職所得の金額

退職所得の金額は、所得税法第 30 条第 2 項に規定する退職所得の金額の計算の例により、次の算式によって計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

## 2 退職所得控除額の計算

退職所得控除額は、分離課税に係る所得割を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定したときの状況により、所得税法第 30 条第 3 項及び第 4 項の規定の例により、勤続年数に応じて、次の算式によって計算した額です。

イ 勤続年数が 20 年以下の場合

$$40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数} \quad (80 \text{ 万円に満たないときは、} 80 \text{ 万円})$$

ロ 勤続年数が 20 年を超える場合

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$$

} 所得税の退職所得額と計算のしかたは同じです。

なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより、退職した場合には、上記イ又はロの金額に 100 万円を加算した金額が控除されることとなります。

参考として勤続年数別の退職所得控除額の一覧表を 16 ページに載せてあります。

## 3 勤続年数の計算

勤続年数は、所得税法施行令第 69 条及び 70 条の規定の例によって計算します。すなわち、所得税の場合と同様に雇用主が退職手当等を計算するとき基礎とした年数によらないで、実際の勤続期間に従って計算します。

(例) ① 0 年 2 ヶ月……1 年      ② 3 年 1 ヶ月……4 年      ③ 15 年 10 ヶ月……16 年

## 4 特別徴収すべき税額

分離課税に係る所得割の課税標準額は所得税の場合と全く同額となります。分離課税に係る所得割額のために特に課税標準額の計算をする必要はありません。なお分離課税については、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の所得控除は認められません。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \quad \text{※勤続年数が 5 年以内の法人役員等は、} \frac{1}{2} \text{ しない。}$$

$$\text{①町民税} = \text{退職所得の金額} \times 6\%$$

$$\text{②県民税} = \text{退職所得の金額} \times 4\%$$

求められた金額が、特別徴収税額となります。

令和 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

5 納入のしかた

退職所得に係る町・県民税額を徴収した場合は、納入書の納入金額の退職欄に記載し毎月の町・県民税と同時に納入してください。  
この場合納入書裏面の納入申告書にも記載してください。

6 特別徴収票の提出について

所得税の退職所得の源泉徴収票と複写になっている1部を新地町長あてに上記納入申告書より速やかに提出してください。なお、残り1部は退職者本人に交付しなければなりません。  
※特別徴収票は、税務署に用意してあります。

支払を受ける者	個人番号										
	住所又は居所										
	平成 年 月 1日現在の住所										
	氏名 (役職名)										
区 分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		市町村民税		道府県民税				
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日								
万円	年	年 月 日	年 月 日		年 月 日		年 月 日				
(摘要)											
支払者	個人番号 又は法人番号										
	住所(居所) 又は所在地 氏名又は 名称	(電話)									
整理欄		①				②					

316

〈計算例〉

勤続年数 33 年、退職金額 2,200 万円の方の税額

① 退職所得の金額の求め方 (1,000 円未満の端数は切捨て)  

$$\{22,000,000 - [8,000,000 + 700,000 \times (33 \text{ 年} - 20 \text{ 年})]\} \times 1/2 = 2,450,000$$

② 退職所得に係る住民税額  
 町民税  $2,450,000 \times 6\% = 147,000$   
 県民税  $2,450,000 \times 4\% = 98,000$

町民税・県民税 計 245,000 円

所得税法別表第六 源泉徴収のための退職所得控除額の表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	24年	10,800	11,800
			25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
3年	1,200	2,200	27年	12,900	13,900
4年	1,600	2,600	28年	13,600	14,600
5年	2,000	3,000	29年	14,300	15,300
6年	2,400	3,400	30年	15,000	16,000
7年	2,800	3,800	31年	15,700	16,700
8年	3,200	4,200	32年	16,400	17,400
9年	3,600	4,600	33年	17,100	18,100
10年	4,000	5,000	34年	17,800	18,800
11年	4,400	5,400	35年	18,500	19,500
12年	4,800	5,800	36年	19,200	20,200
13年	5,200	6,200	37年	19,900	20,900
14年	5,600	6,600	38年	20,600	21,600
15年	6,000	7,000	39年	21,300	22,300
16年	6,400	7,400	40年	22,000	23,000
17年	6,800	7,800	41年以上	22,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額	23,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額
18年	7,200	8,200			
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			